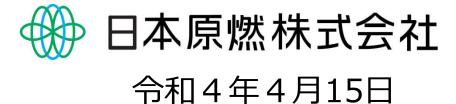
濃縮・埋設事業所 ウラン濃縮加工施設、廃棄物埋設施設

再処理事業所 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設

新規制基準、組織改正、保全区域変更等に係る保安規定変更認可申請について



目次



- I. 新規制基準に係る保安規定変更認可申請【ウラン濃縮加工施設】
- Ⅱ. 組織改正に係る保安規定変更認可申請【廃棄物埋設施設】
- Ⅲ.保全区域変更に係る保安規定変更認可申請 【再処理施設】
- IV. 品質・保安会議に係る保安規定変更認可申請 【ウラン濃縮加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設、廃棄物管理施設、 MOX燃料加工施設】



I. 新規制基準に係る保安規定変更認可申請 【ウラン濃縮加工施設】

1. 変更の理由



- 平成29年5月17日付け原規規発第1705174号をもって許可を受けた加工の事業変更の許可(以下「事業変更許可」という。)を踏まえた新規制基準に係る保安規定は、設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)、工事が必要であることから、保安規定の申請範囲を2分割して申請することとし、第1段階の保安規定については、設工認、工事を必要としない事項を反映し令和2年3月13日付け原規規発第2003138号をもって認可を受けている。
- これまで認可された設工認*を踏まえた第2段階の保安規定では、事業変更許可のうち新型遠心機への更新、Bウラン濃縮廃棄物建屋増設及びRE-1設備の廃棄物化を除く新規制基準へ適合させるための追加安全対策、設備更新等を申請範囲とし、第1段階の保安規定での未反映事項を保安規定に反映する。
- 併せて、品質・保安会議に係る事項の変更、当社他施設保安規定との整合を踏まえた運用に係る事項の変更及び記載の適正化を行う。
- なお、新型遠心機への更新、Bウラン濃縮廃棄物建屋増設及びRE-1設備の廃棄物化については、設工認及び工事の進捗状況を踏まえ、別途保安規定に反映する。

*:認可された設工認

- ・新規制基準への適合に係る設工認(第1回申請)(令和元年10月11日付原規規発第1910112号にて認可)
- ・新規制基準への適合に係る設工認(第2回申請)(令和元年12月26日付原規規発第1912261号にて認可)
- ・新規制基準への適合に係る設工認(第3回申請)(令和2年3月26日付原規規発第2003265号にて認可)
- ・新規制基準への適合に係る設丁認(第4回申請)(令和3年7月26日付原規規発第2107268号にて認可)
- ・新規制基準への適合に係る設工認(第5回申請)(令和4年2月4日付原規規発第2202048号にて認可)

2. 事業変更許可及び設工認から保安規定への 反映事項の網羅性



- 本申請が分割申請の最終回となるため、事業変更許可及び設工認の内容を保安規定へ 反映する際は、反映内容に漏れが発生しないよう、以下の作業ステップにより網羅的に抽出 し今回の反映事項を確定した。
- 抽出結果については、保安規定作成部署(運営管理課)、事業変更許可・設工認作成部署(施設計画課)又は事業部内全保安組織にて相互レビューを行うことで反映内容に漏れが発生しないようにした。
 - ①事業変更許可申請の際に用いた事業許可基準規則と事業変更許可本文・添付書類との整理表に保安規定への反映事項(運用事項、制限値・管理値、設備追加・撤去等)の色塗りを実施し、その結果をレビューし保安規定への反映事項を抽出

【実施部署:運営管理課、レビュー部署:施設計画課】

②設工認(補足説明資料含む)に保安規定への反映事項(運用事項、制限値・管理値、設備追加・撤去等)の色塗りを実施し、その結果をチェックし保安規定への反映事項を抽出

【実施部署:施設計画課、レビュー部署:運営管理課】

③上記①②の抽出結果について、既認可保安規定において既に反映済みの内容と今後反映する内容(RE-1廃棄物化等)を区別し、今回反映すべき内容を漏れなく抽出して保安規定へ反映し、その結果についてレビューを行うことで反映事項を確定

【反映部署:運営管理課、レビュー部署:事業部内全保安組織】

3. 変更の内容



- 今回の保安規定では、事業変更許可及び設工認に係る事項のほか、品質・保安会議に係る事項*、当社他施設保安規定との整合に係る事項及びその他記載の適正を図っている。
- 主な反映事項を以下に示す。

分類	反映事項	反映した保安規定条文
事業変更許可・設工認に係る事項	濃縮度管理インターロックの改造に伴い、新型遠心機運転時の カスケード設備の運転条件に係る事項を削除	第23条(臨界安全管理) 第29条(異常時の措置)
	遠隔消火設備の新設に伴い、当該設備の使用方法に係る事項 を追加	添付1 (火災及び自然災害等発生時の対応に 係る実施基準)
	貯水槽の新設に伴い、当該設備を重大事故に至るおそれがある 事故に対処するための資機材等として追加	添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び 大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)
	UF ₆ シリンダに係る運用を変更	第27条 (熱的制限) 第31条 (核燃料物質等の受入れ、払出し) 第32条 (核燃料物質の取扱い) 第33条 (核燃料物質の貯蔵) 第35条 (空シリンダの管理)
	火災及び自然災害等発生時の体制の整備に積雪、化学物質 の放出、台風等の事象の追加	添付1 (火災及び自然災害等発生時の対応に 係る実施基準)
	重大事故に至るおそれがある事故に対処するための資機材等 (監視カメラ等)の追加及び保有数、保管場所の明確化	添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び 大規模損壊発生時の対応に係る実施基準)
他施設と の整合に 係る事項	排気中の放射性物質濃度、周辺監視区域境界付近の線量当 量等を表示することを追加	第51条(放射性気体廃棄物) 第65条(線量当量等の測定)
	事業変更許認に係る事項	事業変更 許可・設工認に係る事項

*:品質・保安会議に係る事項については、本資料中Ⅳで説明する。



Ⅱ.組織改正に係る保安規定変更認可申請【廃棄物埋設施設】

変更の理由および内容



【変更の理由】

令和3年7月21日付原規規発第 2107212号をもって許可を受けた廃 棄物埋設の事業の変更許可に基づく 保安活動*の着実な実施のため。

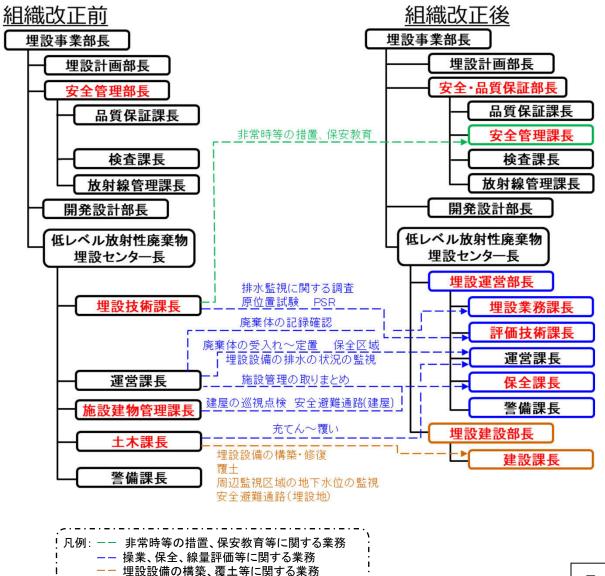
- *:保安活動
- ・廃棄体受入れの確実な継続
- ・3号埋設設備構築 等

【変更の内容】

右図の組織改正に伴い、以下の改正を行う。

(保安規定の変更箇所)

- •第8条 (職務)
- ・別図1 保安に関する組織 (第7条関係)
- ・別表1 施設の管理及び点検、工 事等に関する業務の担当 課長(第8条関係)等





Ⅲ.保全区域変更に係る保安規定変更認可申請【再処理施設】

変更の理由および内容



【保全区域の設定経緯】

使用済燃料の再処理の事業に関する規則第9条に基づき、管理区域以外の区域における保全のために特に管理を必要とする設備を取り囲むように設定することを基本として、立入制限の手段(建物、柵等)、人や物の動線等を考慮して保全区域を設定している。

【変更の理由】

MOX燃料加工施設の建設現場拡張に伴う保全区域近傍での工事が及ぼす保全区域に係る管理への影響を軽減するため、保全区域の一部を変更する。

なお、本変更にて変更する区域には保全のために特に管理を必要とする設備はないこと、また、変更後の範囲において保全区域に対する管理が可能であることから、変更にあたって保安上の問題は生じない。

【変更の内容】

再処理施設に設定している保全区域の一部を変更する。

(再処理施設保安規定 別図4 保全区域図(第96条関係)、別図5 周辺監視区域図 (第97条関係)*の一部変更)

* 周辺監視区域図についても、図中に保全区域境界が掲載されていることから合わせて変更するもの



IV. 品質·保安会議変更に係る 保安規定変更認可申請

【ウラン濃縮加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設】

変更の理由および内容



(1) 品質・保安会議議長の変更

【変更の理由】

各施設の保安規定において、品質・保安会議の議長を副社長(安全担当)と定めている。 役員の業務分担見直しのため、品質・保安会議の議長を副社長(安全担当)から安全・品 質本部長に変更する。

【変更の内容】

各施設の保安規定の該当条項(品質・保安会議の審議事項、構成等)を改正する。

(2)役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

【変更の理由】

各施設の保安規定では、品質・保安会議が役員等への安全に係る教育の実施計画を定め、 教育を実施させることを定めている。役員等への安全に係る教育の実施責任者を明確にする ため、安全・品質本部長が職務として教育を実施する変更を行う。

【変更の内容】

各施設の保安規定の該当条項(「職務」および「品質・保安会議の審議事項、構成等」) を改正する。

なお、安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐として、全社の品質マネジメントシステムに係る活動を推進する役割等を担っていることから、品質・保安会議の議長および役員等への安全に係る教育の実施責任者として適任である。